

第152回船橋市都市計画審議会

報告2

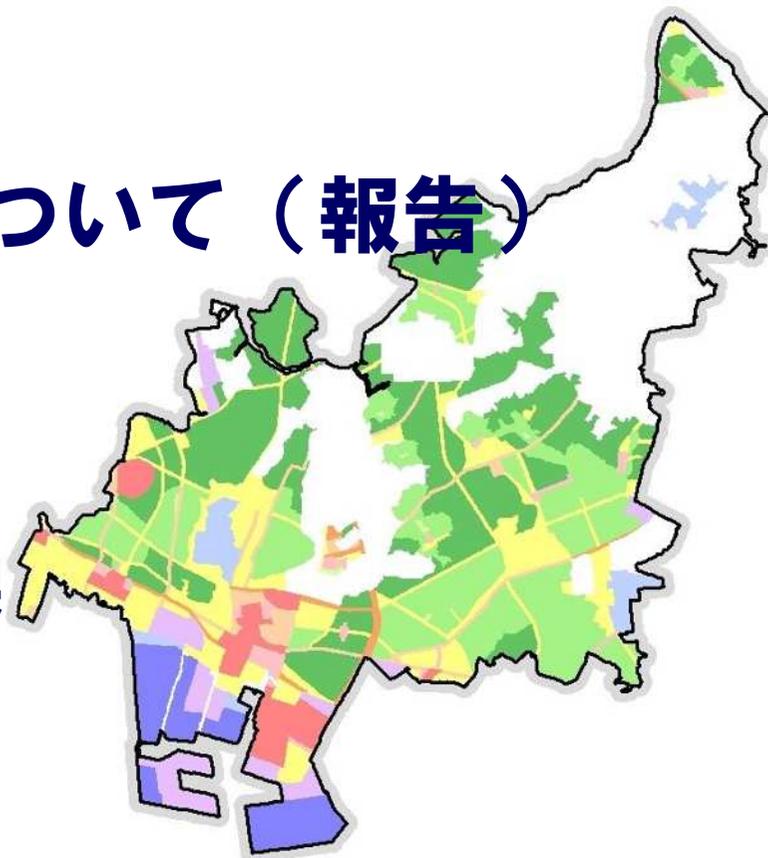
船橋都市計画

都市再開発の方針の変更について（報告）

船橋市 建設局

都市整備部 都市整備課

令和7年6月17日



1 都市再開発の方針とは

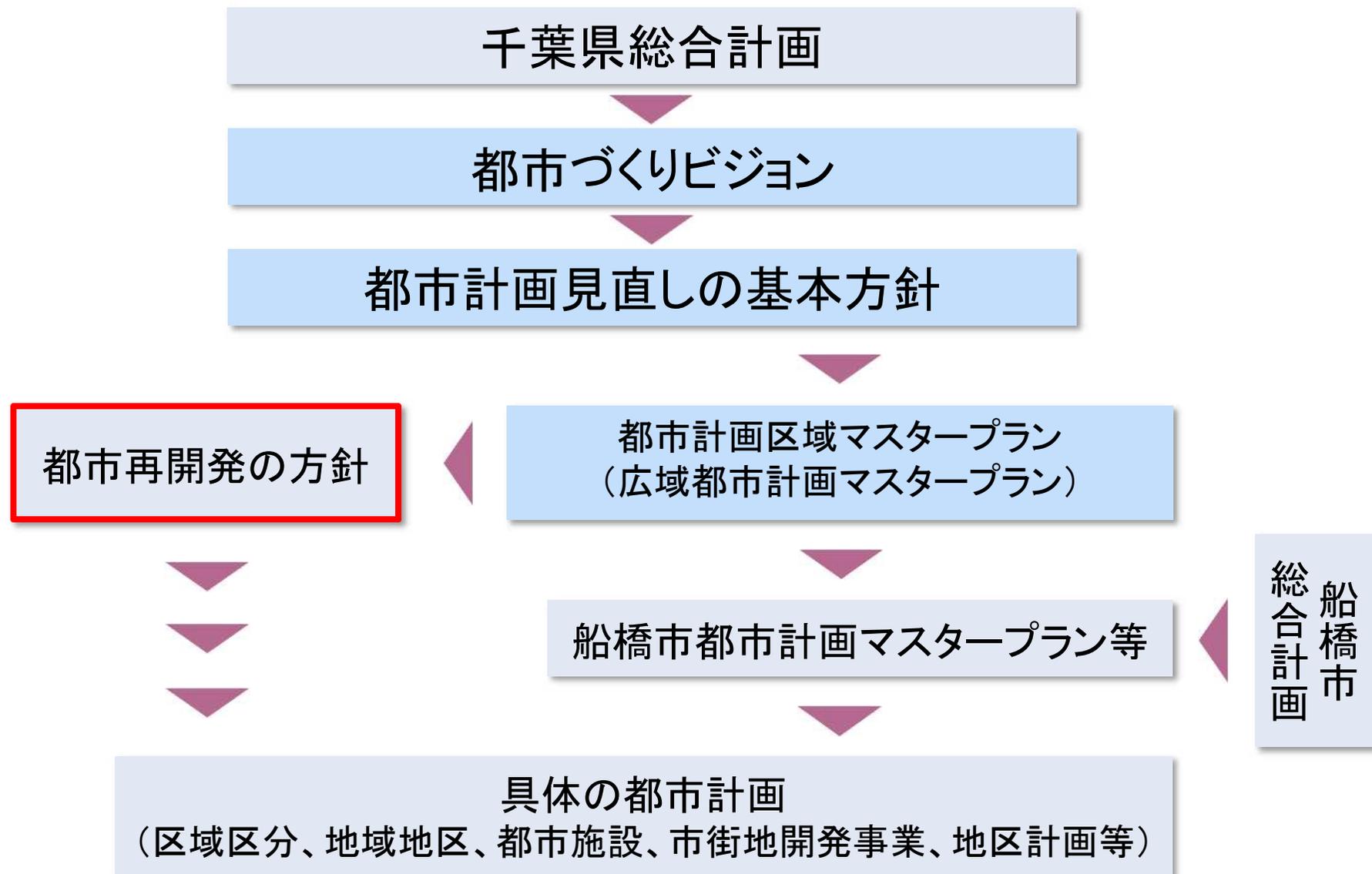
- ・ 都市再開発の方針は、市街地再開発の長期的かつ総合的なマスタープラン。

- ・ 都市計画区域については、都市再開発の方針を定めることができる。（都市計画法第7条の2）

- ・ 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市（千葉市、船橋市）を含む都市計画区域内の市街化区域においては、都市再開発の方針を定めるよう努める。（都市再開発法第2条の3）

- ・ 決定権者は千葉県（都市計画法第15条）

2 都市再開発の方針の位置付け



3 都市再開発の方針に定める事項

・ 1号市街地

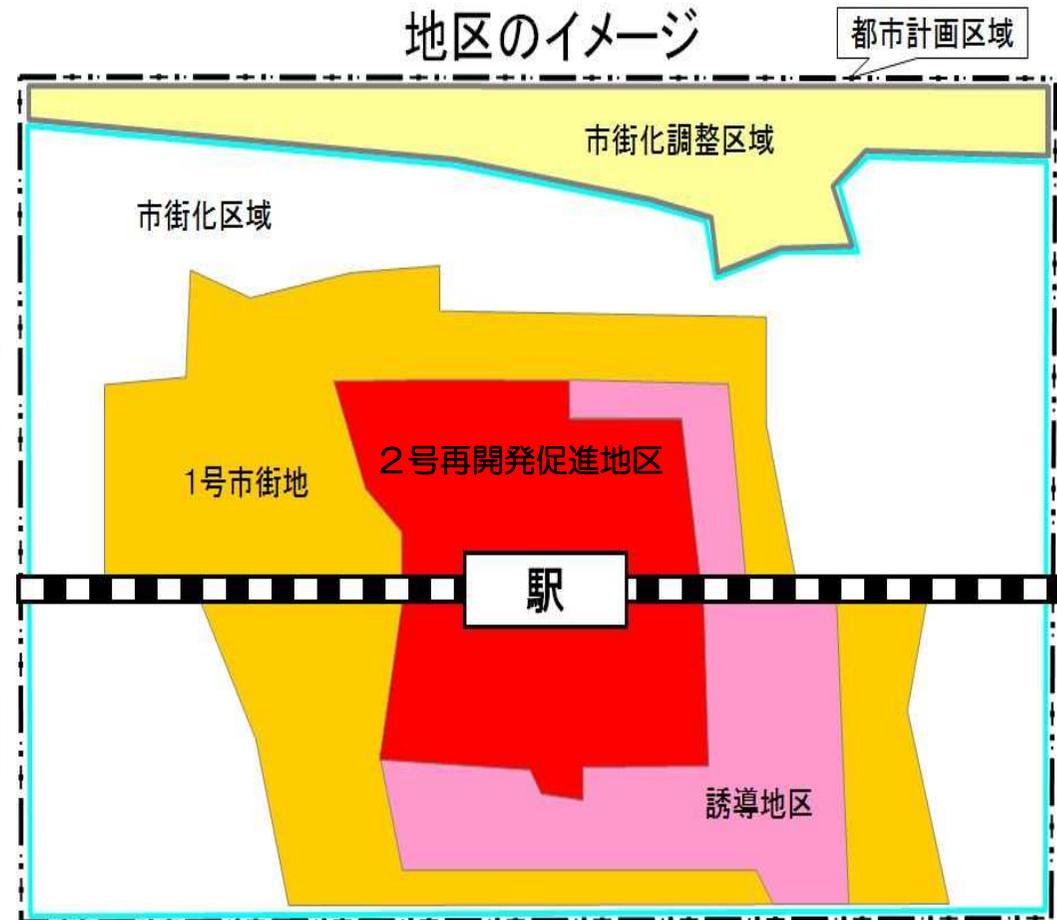
概ね20年の間に計画的な再開発が必要な市街地

・ 2号再開発促進地区

1号市街地の中から、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区

・ 誘導地区

1号市街地の中から、再開発の促進の必要性が高いものの、再開発促進地区に係る整備又は開発の計画の概要を定めるほどの熟度に至っていない地区



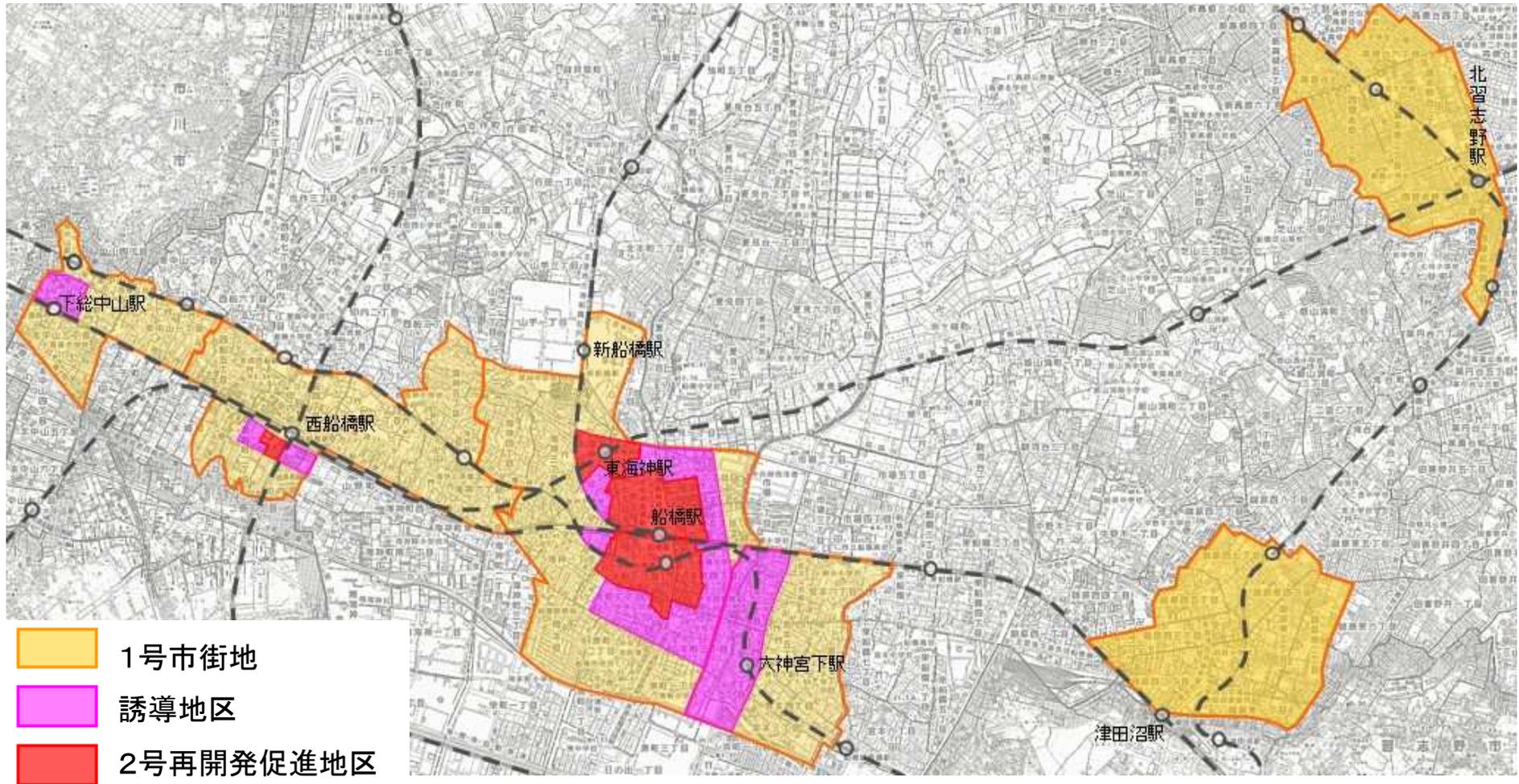
4 都市再開発の方針の経過

- ・ S63. 10. 18 「整備・開発又は保全の方針」において、「市街地の開発及び再開発の方針」として位置付け
- ・ H13. 3. 30 第1回変更
- ・ H19. 2. 23 第2回変更
「都市再開発の方針」として位置付け
- ・ H28. 3. 4 第3回変更

5 都市再開発の方針の変更の考え方

- ・ 上位計画（都市計画区域マスタープラン、船橋市総合計画、船橋市都市計画マスタープラン）との整合
- ・ 1号市街地、2号再開発促進地区の再評価
- ・ 都市施設の整備状況による見直し

6 本市における地区指定状況図



7 今後のスケジュール

